



議案第七十一号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により本議会の議決を求める。

昭和五十一年六月二十六日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十一年六月廿六日 原案可決
三朝町議会議長 牧田 積

三朝町条例第

号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条の四第一項中「七十円」を「百円」に改める。

第三十一条第二項第一号中「支払いを受けるべき」を「支給を受けることとされる」に改める。

第四十四条第五項中「納税義務者が、」を「納税義務者が」に、「納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の一月一日から四月三十日までの間に於いて発生した場合には、」を「当該納税義務者からの申出があつた場合及び当該納税義務者が翌年一月一日から四月三十日までの間において給与の支払を受けないこととなつた場合には」に改める。

第五十六条中「第四十九条の九」を「第四十九条の八」に改める。

第八十四条第一項中「農耕作業用自動車」の下に「刈取脱穀作業用自動車を含む。」を加える。

第八十七条第四項中「場合には、」の下に「規則の定めるところにより、」を加え、「当該請求があつた日から十五日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を町長に提出しなければならない。」を「当該請求のあつた日から十五日以内に、町長に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。」に改め、同項第五号を第六号とし、第三号及び第四号を一号ずつ繰り下げ第二号の次に次の一号を加える。

三 当該軽自動車等に係る賦払金の支払場所

第九十一条第八項中「百円」を「三百円」に改める。

第九十九条第一項中「第四百八十九条第十項」を「第四百八十九条第九項」に、「第四百八十九条第十一項」を「第四百八十九条第十項」に改める。

第一百五条第一項中「第四百八十九条第十項若しくは第十一項」を「第四百八十九条第九項若しくは第十項」に改める。

第一百十条中「第四百八十九条第一項から第三項まで及び第六項から第十五項まで」を「第四百八十九条第一項、第二項及び第五項から第十四項まで」に、「第四百八十九条第十項若しくは第十一項」を「第四百八十九条第十項」に改める。

附則第十五条中「附則第十三条第一項」を「附則第十二条」に改める。

附則第十六条の三第三項中「附則第十六条の四第一項」を「附則第十六条の三第一項に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十一年四月一日から適用する。ただし、三朝町税条例第十八条の四第一項及び第九十一条第八項の改正規定は、昭和五十一年七月一日から施行する。